

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	国立研究開発法人情報通信研究機構から記録作成業務の委託を受けた者に対する秘密保持義務の新設		
担当部局	総務省 サイバーセキュリティ統括官室	電話番号: 03-5253-5749	e-mail: cybersecurity-senryaku-seido@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和5年10月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>・現在の国立研究開発法人情報通信研究機構法(以下「NICT法」という。)では、令和5年度末までの約5年間の時限業務として、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が、自らが行う研究開発等の成果の普及の一環として、サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器(通信機能を有し、インターネットに接続される様々な機器)について、①特定アクセス行為(ID及びパスワードを入力して、サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器を発見する行為)を行うこと、②当該行為に係る通信履歴等のデータを処理・分析し、電磁的記録を作成すること(以下「記録作成業務」という。)、③②の記録に基づき、電気通信事業者に当該IoT機器に係る対処を求める通知を行うこと(以下「通知業務」という。)としており、当該業務を行うNICTの職員等に対しては、秘密保持義務規定が置かれている。</p> <p>・大規模なサイバー攻撃につながるIoT機器のセキュリティ対策強化の必要性に鑑み、今般、令和6年度以降も、引き続き、NICTによる特定アクセス行為等を実施できるようNICTの業務に係る規定の整備を行う予定である。</p> <p>・その際、特定アクセス行為等については、それによって得られるデータが機密情報の窃取等に利用され得る機微な情報であることから、厳格な要件の下で実施されることをこれまで以上に確実に担保する観点で、特定アクセス行為等について委託ができる範囲等を明確化するため、①の特定アクセス行為については外部委託禁止、②の記録作成業務は外部委託が可能、③の通知業務は認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会(以下「認定協会」という。)に限り外部委託が可能である旨を法律上明記することとしている。</p> <p>・他方、現行法上は記録作成業務の外部委託規定は置かれていないことから、当該業務の外部委託先に対する秘密保持義務規定などは設けられていない。</p> <p>・そこで、今回は、現行の規制を維持することにより、委託先において記録作成業務に係る情報の適正な取扱いが確保されず、機密情報の窃取等が発生する場合をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>・特定アクセス行為によって得られるデータは、特定アクセス行為に成功したID・パスワードとIPアドレスの組合せ等、機密情報の窃取等に利用され得る機微な情報であり、情報の適正な取扱いの確保が厳格に求められる点とは同じであるにも関わらず、現在、記録作成業務の外部委託の扱いについて法律上明記はされていないことから、特定アクセス行為によって得られるデータを扱う又は扱うことを予定している主体(NICTの職員、記録作成業務の外部委託先、認定協会)によって規制及び規制に係る罰則の有無が異なる状況となり、その結果、記録作成業務の外部委託先において情報の適正な取扱いが確保されない。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>① NICTから記録作成業務の委託を受けて業務に従事する者又は従事していた者に対して、現在、NICTの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に課しているものと同様に、秘密保持義務を課す。</p> <p>② ①に伴い、記録作成業務の委託を受けて業務に従事する者又は従事していた者が秘密保持義務に違反した場合においても、NICTの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に課している罰則を準用する規定を設ける。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	本規制は、記録作成業務の受託者に秘密保持義務を課すものであり、業務の実施に当たっては、NICT職員と同様にNICTの設備を用いることを想定していることから、追加の遵守費用は通常想定されず、発生したとしても僅かである。	
	(行政費用)	本規制の導入によって、行政においては、秘密保持義務違反があった場合、NICTに対する監督を行うこととなること、NICTの監督を遂行するために現在の体制にて対応を行っている内容であるため、本規制の導入による新たな行政費用は特段想定されない。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	-	
	(副次的・波及的な影響)	本規制に伴う副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。	
費用と効果(便益)の関係	-		
その他関連事項	【事前評価の活用状況】 (本制度の検討段階やコンサルテーション段階において、本評価書等の活用は行っていない。)		
事後評価の実施時期等	【事後評価の実施時期】 本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
	【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 ・秘密保持義務違反の発生件数		
備考			